



春を通りこして、夏のようなぽかぽか陽気です。野球の開幕とともに、私の花粉症もシーズン入りしました。今年は、目や鼻水はそうでもないのですが、顔の肌がぼろぼろとむけてかゆいです。マスクよりも下の肌はそうでもないで、マスクの力は偉大だなと感じています。季節の変わり目、花粉や急な温度変化にはご注意ください。



1. ハラスメント

●STOP！就活ハラスメント

～就職活動、インターンシップ中のハラスメント～

→就職活動中の学生に対するハラスメント（おもにセクハラ）を防止すべく、労働局が以下の取り組みを実施しています。

＜就活ハラスメント対策＞

（労働局の取り組み）

- ・大学生に対する出前講座の実施
→就活中にハラスメントにあわないために、万が一あった時にはどうすれば良いか、法令、対応のポイントや相談先等を解説
- ・就活ハラスメントの被害にあった学生へのヒアリング
→非公表でヒアリングを実施し、今後の行政における相談対応、企業指導に活かす
- ・就活セクハラを起こした企業への指導の徹底
→就活セクハラを行ってはならない旨行政指導
- ・大学生等に対する就活ハラスメント関係の周知啓発

（学生への注意喚起）

- ・採用担当者との食事や飲食、密室での面談、携帯メール等でのやりとりは避ける
- ・大学のキャリアセンター、労働局へ早い段階で相談を！

→セクハラ防止指針では、就活生等についても必要な注意を払うよう努めることが望ましいとされています。

2. ハラスメント②

●STOP！！カスタマーハラスメント

～顧客からのハラスメント～

→顧客からの過度なクレーム等、カスタマーハラスメント（カスハラ）に対するマニュアルが厚生労働省より出されました。

【カスタマーハラスメント対策】

■カスハラとは

顧客等からのクレーム・言動のうち、当該要求内容の妥当性に照らして、その要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なものであって、これにより従業員の就業環境が害されるもの

□事前準備

- ①事業主の基本方針の明確化、従業員への周知・啓発
- ②従業員（被害者）のための相談対応体制の整備
- ③対応方法、手順の作成
- ④社内対応ルールの従業員等への教育・研修

□実際に起こったとき

- ⑤事実関係の正確な確認と対応
- ⑥従業員への配慮の措置、再発防止のための取組

→パワハラ防止指針では、自社の従業員がカスハラによって働く環境を害されることのないよう、①相談に応じて適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組、③カスハラ防止のマニュアル作成や研修を行うことが望ましいとされています。

今月のピックアップ



●雇用調整助成金、特例措置延長！～R4.6 まで～

雇用調整助成金の特例措置が延長されることになりました。3月までの水準と同じで、中小企業は4/5（解雇なし9/10）、大企業は2/3（解雇なし3/4）、日額上限も変わりなしです。

●新型コロナワクチン接種業務従事者の被扶養者収入確認特例、延長！

新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職について、被扶養者としての収入確認の際、接種業務分の給与は除外される特例（令和3年7月号参照）が、R4.9まで延長されます。

□お問い合わせ先□

〒460-0003

名古屋市中区錦 1-20-25

広小路YMDビル 10F

中京社会保険労務士法人

電話：052-265-7578



<http://chukyo-sr.jp/>

<http://www.facebook.com/chukyosr>

